

山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業実施要領

制定 令和8年3月31日 森整第2137号

(趣旨)

第1条 花粉の少ない森林への転換奨励事業（以下「事業」という。）の適正な実施については、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）及び山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金交付要綱（令和8年3月31日付け森整第2138号。以下「県要綱」という。）に規定するもののほか、この要領（以下「県実施要領」という。）の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 県実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第5条に規定する補助事業を行う林業経営体等をいう。
- (2) 間接補助金 補助事業者が、森林所有者に対し、補助金をその財源の全部又は一部として交付する給付金をいう。
- (3) 間接補助事業者 間接補助金の交付の対象となる事業を行う森林所有者をいう。

(事業の目的)

第3条 多くの県民を悩ませ、社会問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない森林への転換に係る取組に対して支援を行うことにより、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化を着実に進めることを目的とする。

(事業の対象とする森林)

第4条 事業の対象とする森林は、県がスギ花粉発生源対策推進方針（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知。以下「推進方針」という。）に基づき設定する「スギ人工林伐採重点区域」のうち、森林経営計画における主伐が計画されていない森林（以下「対象森林」という。）とする。

(事業の内容等)

第5条 本事業は、対象森林において、花粉の少ない森林への転換促進のための森林経営計画の作成・変更、伐採並びに花粉の少ない苗木（推進方針の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。）、カバノキ属及びハンノキ属を除く広葉樹苗木並びにスギ及びヒノキを除くカラマツ、アカマツ、トドマツ等の針葉樹苗木への植替え（その植栽本数等について、市町村森林整備計画に適合している植替えに限る。）を推進するものであり、補助事業者は、別紙に定める要件を満たしているものとする。

- 2 補助事業者は、国実施要領第2第1項(2)の促進費のうち、森林経営計画の作成・変更を実施又は斡旋した補助事業者に支払われる植替活動金及び花粉の少ない森林への転換に係る取組を行った間接補助事業者に支払われる植替促進費について、県へ補助金交付申請を行い、間接補助事業者への交付を行うものとする。
- 3 促進費の交付額は、植替活動金については12万円/ha、植替促進費については別表1のとおりとする。

4 植替促進費の交付対象となる面積の確認に当たっては、森林経営計画に係る伐採等の届出等の書類によることができる。

(補助対象経費)

第6条 本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接かつ追加的に必要な経費のうち別表2のとおりとする。また、補助対象経費の範囲及び算定方法については、別表3のとおりとする。

(事業計画)

第7条 補助事業者は、県要綱第4条に定める交付申請を行う場合は、事業計画書(様式1)を作成し、知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、本事業を実施するに当たって、様式2の「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付申請書に付して、知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、県要綱第9条に定める実績報告書について、様式2の「環境負荷低減のチェックシート」及び様式3の「間接補助事業者の同意書」を付したうえで知事の定める日までに提出しなければならない。

(交付決定前の着手)

第9条 本事業の着手は、原則として知事からの交付決定の通知を受けた後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があり、交付決定の通知の前に着手する必要があるときは、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(様式4)を知事に提出するものとする。

(事業成果等の報告)

第10条 知事は、本事業終了後においても、本事業の成果の把握のための調査に必要な報告を補助事業者及び間接補助事業者に求めることができるものとする。補助事業者及び間接補助事業者は、当該調査のため、本事業終了後においても、知事の求めに応じ本事業の成果及び実績について報告するものとする。

(その他の要件)

第11条 補助事業者及び間接補助事業者は、知事がこの事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が定めるものとする。

附則

1 この要領は、令和8年3月31日から施行する。

(別紙)

花粉の少ない森林への転換奨励事業の交付決定の要件

I 林業経営体等

第1 要件

林業経営体等は、花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者に対し伐採・植替え等の働きかけを行い、森林所有者と伐採・植替え等に関する施業の委託契約等の締結、森林経営計画の作成・変更又は森林経営計画の作成・変更の斡旋を行うものとする。

第2 事業の内容

林業経営体等は、本事業への参加に必要な手続、森林所有者に対する伐採・植替え等の働きかけ及び森林所有者との委託契約等の締結（森林所有者の同意の取付け）、森林経営計画の作成・変更に必要な手続、本事業の対象となる森林の伐採、植替活動金の受領及び間接補助金である植替促進費の森林所有者への支払い等を行うものとし、これら事業に当たっては、以下の事務手続を行うものとする。

- ・ 県への交付申請
- ・ 本事業の実施状況の報告
- ・ 間接補助事業者である森林所有者への間接補助金の支払い
- ・ 県からの補助金の受領
- ・ 県からの要請に基づく現地確認の立会い
- ・ その他、本事業に必要な事務手続

第3 その他の要件

- ・ 本事業の実施に関する知見を有し、業務を的確に実施できる管理・実行能力を有すること
- ・ 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること
- ・ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力の構成員、又は過去5年以内にこれに該当したことがある者ではないこと

第4 個人情報の適切な管理

- 1 林業経営体等は、本事業の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱う必要がある。
 - (1) 本人の同意を得ている用途及び本事業の実施に必要な用途以外に利用しないこと。
 - (2) 本事業の実施に真に必要な場合を除いて複製しないこと。
 - (3) 施錠管理できる場所で保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること。
 - (4) 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに県へ報告すること。
 - (5) 必要な用途への利用を終えた後、速やかに判読が不能な方法により破棄すること。
- 2 県は、林業経営体等に対し、本事業の実施に際して得た個人情報の管理状況について、随時報告を求めることができる。また、県は報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、林業経営体等は県の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

別表 1

条件	交付金額
① 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合	35 万円/ha
② ①以外の場合で、本事業で作成された森林経営計画又は提出された伐採及び伐採後の造林の届出に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が 2,000m 以上の場合	25 万円/ha

別表 2

区分		補助対象経費	
花粉の少ない森林への転換奨励事業	花粉の少ない森林への転換活動に対する支援に係る経費	促進費	森林経営計画の作成・変更を実施又は斡旋した補助事業者 に支払われる植替活動費
			花粉の少ない森林への転換に係る取組を行った森林所有者 に支払われる植替促進費

別表 3

費目	内容
促進費	本事業の対象とする植替えについて、森林経営計画を作成するために働きかける林業経営体等及び森林所有者に対して支払う植替活動金及び植替促進費とする。

様式1（第7条関係）

令和○年度 花粉の少ない森林への転換奨励事業の経費の事業計画書（兼 変更計画書・実績報告書）

1 事業計画（兼 変更計画・実績報告）

（単位：円）

区分		事業実施主体	事業量 (ha)	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考
花粉の少ない森林への転換活動に対する支援に係る経費	植替活動金					
	植替促進費					(内訳) ○ha×35万円 ○ha×25万円
合計						

※（別紙1）の対象森林の概要を添付する

（注）

- 1 「事業実施主体」には交付要綱別表に基づく事業実施主体を記載すること。
- 2 変更の際は二段書き（上段変更前括弧書き、下段変更後）とすること。
- 3 「備考」には、予定（実績）経費の内訳を記載すること。

(別紙1) 対象森林の概要

No.	森林経営計画作成者 (事業体) 名	森林経営計画 対象面積 (ha)	対象森林の所在地	森林所有者名	植替活動金	植替促進費	
					森林経営計画作成面積のうち対象となる スギ人工林伐採重点 区域面積 (ha)	① 伐採作業をチェーンソー で行う面積(ha)	② ①以外の場合で、伐採地の 中心から集積地までの距離 が、2,000m 以上の場合の 伐採面積 (ha)
1							
2							
3							
合計							

※森林経営計画認定書は、県交付要綱第1号様式の交付申請後の日付であること。

※(別添)の活動記録兼作業写真整理帳を添付する

(別添)

令和○年度 花粉の少ない森林への転換奨励事業に係る活動記録兼作業写真整理帳

No.

林業経営体名

1 作業場所

(森林の住所又は林小班及び森林所有者名等、作業場所の情報を記載)

2 作業内容

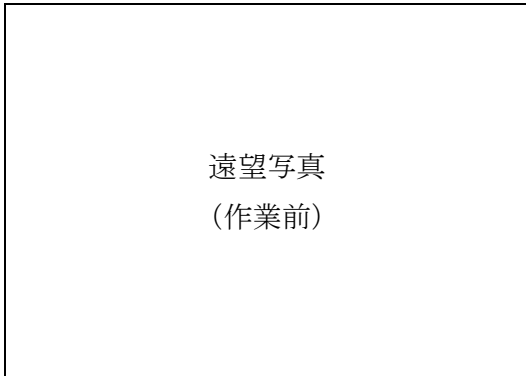
(チェーンソーにより伐採した場合は「チェーンソーによる伐採」、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合は「集積2,000m以上」を記載)

3 作業期間 自 年 月 日

至 年 月 日

(当該森林における作業期間を記載)

4 作業状況の写真



※作業地ごとに別様で整理すること。

※「植替促進費」の「チェーンソーによる伐採」の支払を受けない場合は、伐採作業写真、伐採後伐根写真の添付は不用。

様式2（第7条、第8条関係）

環境負荷低減のチェックシート（花粉の少ない森林への転換促進）		
事業実施主体名		
提出時期	申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>
記入年月日	令和 年	月 日

	チェック	(1) 適正な防除
①	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管
②	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(2) エネルギーの節約
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	(3) 環境関係法令の遵守等
①	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
②	<input type="checkbox"/>	法令関係の遵守
③	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める
⑤	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（1）又は（3）の④の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックし、当該項目のチェック欄へのチェックは不要です。

（林業経営体名） 代表者 様

住 所
森林所有者名

花粉の少ない森林への転換奨励事業参加及び間接補助事業者の同意書

私は、貴団体（貴社）が補助事業者として実施する「花粉の少ない森林への転換奨励事業」に間接補助事業者として参加するにあたり、下記の事項について同意（承諾）します。

記

1. 事業参加への同意

私は、私が所有する下記の森林において、スギ人工林の伐採及び花粉の少ない苗木等への植替えを行う本事業の内容を理解し、事業に参加することに同意します。

対象森林の所在地：

面積： ha

植替え後の樹種：（例：花粉の少ないスギ又はヒノキ、カラマツ、広葉樹等）

2. 伐採方法の確認

本事業の植替促進費（35万円/ha）の適用を受けるため、伐倒作業をチェーンソーにより行うことを承諾します。

3. 補助金（間接補助金）の受領及び精算方法への同意

県から交付される植替促進費（35万円/ha等）の受領及び精算について、以下の方法をとることに同意します。

- ・補助金は、補助事業者（林業経営体）が私に代わって県から受領すること。
- ・補助事業者は、受領した補助金の全額を私に対し遅滞なく支払うことにより、精算すること。

4. 遵守事項及び返還義務の承諾

- (1) 私は、間接補助事業者として、補助事業者が県から受けた交付決定の条件を遵守するとともに、山梨県補助金等交付規則、国交付要綱、国実施要領、県要綱及び県実施要領を遵守します。
- (2) 私は、県が行う本事業の成果の把握のための調査や現地確認に協力します。
- (3) 私は、自己の責に帰すべき理由により事業が適正に実施されず、県から補助金の返還を命じられた場合には、速やかにこれに応じます。

5. 暴力団排除に関する誓約

私は、山梨県暴力団排除条例に基づき、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約します。

様式4（第9条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度花粉の少ない森林への転換奨励事業交付決定前着手届

山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業実施要領第9条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出する。

記

1. 事業費
2. 着手予定年月日
3. 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失が生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。